

平成 29 年度沖縄県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会議事概要

1 開催日時

平成 30 年 2 月 5 日（火） 13:30～16:10

2 開催場所

沖縄県庁 1 4 階 会議室

3 出席者等

(出席)

石嶺 元子 委員 (社会福祉法人 日本保育協会沖縄県支部副支部長)

池原 基生 委員 (沖縄県私立幼稚園連合会副理事長)

長嶺 久美子 委員 (一般社団法人沖縄県私立保育園連盟副会長)

村吉 和美 委員 (沖縄県公立幼稚園・こども園会会員)

山城 眞紀子 委員 (沖縄キリスト教短期大学教授)

与那嶺 清子 委員 (公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会会長)

以上 部会委員 6 名中 6 名出席

(事務局)

子育て支援課：大城課長、比嘉副参事、上江洲主査、奥平主任

4 会議次第等

(1) 議事

① 幼保連携型認定こども園の設置認可について

5 配付資料

- ・ 会次第
- ・ 座席表
- ・ 部会委員一覧
- ・ 諮問書
- ・ 認定こども園一覧 (平成 29 年 10 月 1 日時点)
- ・ 資料 1 関係法令等 (沖縄県子ども・子育て設置条例等)
- ・ 資料 2 幼保連携型認定こども園の設置認可について
- ・ 資料 3 資料 2 の正誤表

【議事要旨】

1. 開会

(事務局において、事前配付資料及び当日配付資料の確認、定足数の確認を行う。)

2. 議事

① 幼保連携型認定こども園の設置認可について

No.1 浜川こども園

【部会長】

- 幼保連携型認定こども園の設置認可について、事務局から説明いただきたい。
(事務局より、資料2「幼保連携型認定こども園の設置認可について」により、浜川こども園の概要、基準適合状況、申請区域における量の見込みと確保方策等を説明。)

【部会長】

- ただいまの説明について、質問等があれば発言願いたい。

【委員】

- 認定こども園では、1号認定を設定しなくてもよいのか。

【事務局】

- 内閣府の通知（FAQ）において、幼保連携型認定こども園での1号定員について、保育所から移行する場合は設定しないことも可能とされている。

【委員】

- 1号の入所希望があった場合、断ることができるのか

【事務局】

- 1号のニーズがあった場合は変更届を提出した上で、1号定員を設定する。保護者の就労状況によって1号のニーズに変更があった場合は、変更を行い、柔軟に対応すると、糸満市と園で協議が済んでいる。

【委員】

- 子育て支援は、認定こども園では義務付けられているが、具体的にどうい内容か。
- 子育て支援の内容が、各園で統一されていない。子育て支援に含まれない

内容もあるのではないか。子育て支援が全体的な計画が入っていない園もある。運営規程の中で主幹保育教諭の業務内容に子育て支援が含まれていない園もある。

【事務局】

- 認定こども園法（施行規則第2条）において、子育て支援事業の定義がされている。相談業務や助言を行う事業や、家庭において保育することが一時的に困難となった地域の子どもの保護を行う事業等となっている。全体的な計画とは別に、子育て支援事業計画書の提出を求め、実施内容を確認している。

【委員】

- 実習生の受け入れは、子育て支援にあたるのか。
那覇市では、1号認定の子どもが入れない状況があると聞いている。保育の認定を受けられない0歳から2歳までのまでの子どもが、認定こども園でどのような支援を受けられるのかが求められていると考えている。子育て支援課事業の計画が市町村で検討されてきているのか疑問がある。
認定こども園の趣旨は、全ての子どもたちに保育・教育を受けさせることや、保護者の教育力も高めるなどであると考えている。保育の質を県はどう捉えるのか、よく検討してほしい。

【委員】

- 実習生の受け入れについて子育て支援事業に入れてよいと指導を受けているのか。

【部会長】

- 審査表の中で子育て支援事業について、基準に適合しているとしているので県の考え方を聞きたい。

【事務局】

- 法令（認定こども園法施行規則）の中で子育て支援事業として5つの事業が示されている。どの事業を実施するかは地域の実情に応じて実施することになる。各施設でどのような子育て支援を実施するかは、所在の市町村と協議し決めている。
- 全体的な計画については、公立幼稚園や公立保育所の園長等に内容確認をしていただいている。全体的な計画については、明らかな誤り（教育・保育要領に沿わない内容）であれば訂正をさせる場合もあるが、全体的な計画は各施設で作成するものであり、一旦作成したら終わりではなく、計画を立てて、保育を實踐して、各施設でその都度計画の修正を図っていくものであると考えている。各施設で重視する視点は異なるため、記載内容に

の違いは出てくる。ただ、どのような考えで記載しているかどうかについては、確認を行いたい。

- 県として教育や保育の内容についての指導と言うのはまだ行き届いてないと言う認識は持っている。来年度からは保育の質の向上のための研修も増やしていく予定となっており、そういった対策を行って保育の質の向上に努めていきたい。

【委員】

- 研修計画の内容も、少し指導が必要ではないかと思う。

【事務局】

- 了解した。

【委員】

- 県に申請が提出される前に、各市町村で事業者を選定する事は義務付けられているのか。意見書の中で選定委員会において選定した旨の記載がある。

【委員】

- 市町村の子ども・子育て会議に諮っているのか。

【事務局】

- 子ども・子育て会議が選定の会議となっているかは把握していないが、市町村において、事業者を選定する場合は、プロポーザルなどを行い選定委員会において事業者を選定している。

【委員】

- 新規の場合はそうだが、移行の場合はどうか。

【事務局】

- 移行の場合は、各施設の希望となる。申請書の提出時は、その内容を事前に市町村に確認してもらっている。

【委員】

- 市町村で子育て支援事業の内容等についてももしっかりチェックしてもらう必要がある。

【委員】

- 市町村にどのような子育て支援をやって欲しいかと言うビジョンがないのではないか。意見書においても定員の内容については記載があるが、子育て

て支援の内容については記載がない。子育て支援は、改正後の教育・保育要領の重要事項であるにもかかわらず記載がないのは、指導する側の問題もある。

【委員】

- 待機児童をゼロにする等、数量的な目標が前面に出されているが、もう一つのポイントである保育の質の部分が考慮されていない。

【委員】

- 幼稚園では遊戯室が必ずあるが、認定こども園の基準では特別な理由がある場合、保育室と兼ねることができるとある。3歳以上の場合、運動量が多く、新規の認定こども園の場合も遊戯室をおかないとなった場合、運動能力の後退なるのではないか。特別な理由とはどういうことか

【事務局】

- 3歳、4歳、5歳の保育室が可動式の間仕切りで仕切られているため、複数学級で活動する場合は仕切りを外して遊戯室として利用するなど、活動の内容に応じて、保育室等の使用方法を変更している。

(参考)

- 幼稚園設置基準の制定について

(昭和31年12月27日文初初第547号 文部事務次官通達)

(ハ)備えなければならない施設および設備 (第9条)

保育室と遊戯室および職員室と保健室を兼用する場合の「特別な事情」とは、各保育室をできるだけ広くして保育室での教育効果をあげるためとか、遊戯室を広く随時適当にしゃ断してその一部を保育室とする等の教育方法上のため、・・・といった場合をいうのである。

- 幼保連携型認定こども園の認可基準について (平成26年1月 内閣府資料)

【対応方針】

満2歳以上の子どもを受け入れる場合は、保育室、遊戯室をそれぞれ必置。ただし、特別な事情がある場合 (例: 遊戯室において、複数の学級が同時に活動すること等を妨げない場合等) は、保育室と遊戯室の兼用も可。

- メールでの問い合わせ (平成29年9月 内閣府回答)

「保育室又は遊戯室」の面積基準が定められているのみであり、遊戯室は仕切りのない大きい部屋である必要があるとは同基準上求められていない。

【委員】

- 保育室を使っていた場合は、遊戯室として使えないのではないか。教育保育要領の趣旨からすると逆行している。幼稚園においては、保育室とは別に遊戯室が確保されていて、必要な時にすぐ利用できる状況がある。当該

園の場合は、すぐに利用できる状況ではなく、行事の時のみ使っているのではないか。このような状況では沖縄県の子どもたちの運動能力の低下につながることを懸念している。

【委員】

- 認定こども園の基準では、遊戯室を保育室に兼ねることができるという規定になっているのか。国は、（教育・保育）要領の中で書いてある内容に比べ、設備の基準については非常に緩やかな基準になっている。制度自体が矛盾しているような感じもする。

【委員】

- （遊戯室の基準については、）国の基準に準ずるのか。

【事務局】

- 現在の県基準は、国に準じている。委員が懸念されている事については、運用において教育・保育の実施に支障がでないよう指導していく。

【委員】

- 当該施設がないと地域の1号のニーズが満たされないと言うことであれば特例として認めていいと思うが、1号の定員を設定しない場合、認定こども園に移行する必要性が少ないのではないか。

【事務局】

- 今回の9件の申請において、1から5番目までは保育所からの移行園である。国は認定こども園への一本化を目指していると言うこともあり、既存施設から移行しやすいような制度設計がされている。
新設園については、遊戯室が設けられている。移行園は、保育所基準で施設が作られている。今後建て替えの際には、遊戯室を整備していくことになる。本件については、既存施設からの移行になることもご理解いただきたい。

【委員】

- 遊戯室における特例（特別な事情）が今後の新設園にも適用されるのではないかと心配している。

【事務局】

- 新設園については、補助金の申請や設計段階でアドバイスを行う。

【委員】

- 1号認定の定員を設定しない場合、保育所型認定こども園での移行も考え

られるが、幼保連携型と保育所型の基準の違いは何か。

【事務局】

- 法的な位置づけが違う。幼保連携型認定こども園は、学校教育法で定める学校としての位置づけと児童福祉法で定める児童福祉施設としての両方の法的な位置づけがある。保育所型認定こども園は、児童福祉施設である保育所に幼稚園機能を持たせる制度のため、法的な位置づけとしては保育所となる。同様に、幼稚園型認定こども園は、学校である幼稚園に保育所機能をもたせることとなる。

【委員】

- 認定こども園でも、（類型によって）それぞれ児童福祉施設や学校の基準で見えるのか。

【事務局】

- 保育所型は、保育所の基準を満たした施設に幼稚園機能を加えることになる。
幼保連携型認定こども園と保育所型や幼稚園型の認定こども園の基準を定めた県条例はそれぞれ別に定められている。ただし面積や人の配置については大きな違いは無く、法的な位置づけが違いとなる。（保育所から移行する場合）幼保連携型認定こども園は、既存の保育所を廃止し、新たに幼保連携型認定こども園を設置することになる。一方、保育所型認定こども園は、施設の廃止は行わず、保育所において1号認定の子どもを預かることができるという機能を認定することとなる。

【部会長】

- 県で、各委員からの意見を踏まえ、市町村への指導等をお願いしたい。
様々な意見があったが、「浜川こども園」については、適正と認めてよいのか。

【委員】

- 適正と認めた場合はこのまま認められてしまうのか。条件付きの賛成のような形にできるのか。

【部会長】

- 9件、すべての施設に関わる内容のため、最後に部会として意見を付すということで整理したい。その条件で、「浜川こども園」については、適正と認めてよいでしょうか。

（異議なし）

No.2 あおぞらこども園

【部会長】

- 続いて、あおぞらこども園について、事務局から説明いただきたい。
(事務局より、資料2「幼保連携型認定こども園の設置認可について」により、あおぞらこども園の概要、基準適合状況、申請区域における量の見込みと確保方策を説明。)

【部会長】

- ただいまの説明について、質問等があれば発言願いたい。

【委員】

- 保育士で幼稚園教諭免許を持たない方がいるが、経過措置期間はいつまでか。

【事務局】

- 平成27年度から平成31年度までの5年間が経過措置期間となる。あと2年2ヶ月間は、保育士または幼稚園教諭免許のどちらか一方の資格や免許で保育教諭として従事することができる。県では、申請の段階で(保有の状況を)確認しており、特に幼稚園免許状の更新について確実にを行うように指導している。

【委員】

- (他の施設と比較して)園長の給与が高いが、どのように決められているのか。給与が高い理由は何か。

【事務局】

- 給与は、法人の給与規定に基づいて定められており、経験年数を加味し、この金額になっている。当該園の園長は、経験年数が40年のため、給与表の1番高い金額で給与が設定されている。それに手当が追加された金額が、記載の金額となる。職員の給与は、各法人の給与規定により定められているため、一概にはいえないが、給与が高い理由は経験年数が長い等の理由が考えられる。

【委員】

- 市の意見書において、今年の出生数が例年と比べて少なくなっている理由は何か。人口は増加傾向になっている。

【事務局】

- 今年の出生数は、9月時点の数値となっているため、例年より少なくなっ

ている。12月時点の数値は475人となっている。

【委員】

- 保護者から徴収する料金について、運営規程で記載する必要はないか。

【事務局】

- 運営規程第20条に記載されている。なるべく具体的な金額を書くように指導している。

【委員】

- 幼稚園の場合は、どのように記載しているのか。

【委員】

- 公立幼稚園の場合は、教材等の費用は保護者に示している。

【委員】

- 金額が示せるものは記載している。ただし、毎年金額が変わる場合は、当該園のように（実費として）記載しない場合もある。

【事務局】

- 運営規程では、実費と記載しているが、保護者に配布するしおり（重要事項説明書）において、例えばお便り帳は420円などと、具体的な金額を記載している。

【部会長】

- 様々な意見があったが、「あおぞらこども園」については、適正と認めてよいか。

（異議なし）

No.3 あおぞら第2こども園

【部会長】

- あおぞら第2こども園について、事務局から説明いただきたい。
（事務局より、資料2「幼保連携型認定こども園の設置認可について」により、あおぞら第2こども園の概要、基準適合状況、申請区域における量の見込みと確保方策を説明。）

【部会長】

- ただいまの説明について、質問等があれば発言願いたい。

【委員】

- 第1園と第2園の距離は近いのか

【事務局】

- 道向かいに位置している。

【委員】

- この地域において、1号認定の子どもがきちんと入所できているか。

【事務局】

- 意見書に記載のとおり、1号認定の確保方策から量の見込みを引いて11名余ることになるため、（1号の利用定員は）足りている。ただし、公立幼稚園においては5歳児のみ受け入れている場合が多く、3歳、4歳児の受け皿が、今後必要になってくる。

【委員】

- 2号認定と3号認定の子どもは施設できちんと管理されていて、11時間通っている。（通所の時間が短いため）1号認定の子どもが、どのような生活リズムになっているかを把握するべきであり、その点について、市町村に対する指導をしていくべきである。

【事務局】

- 市町村においては、認定こども園への移行を進める理由として、3歳、4歳児の受け皿を増やすと言う理由がある。当該園の所在する大里地区では、1号認定児童のニーズがあるため、公立幼稚園も建て替えを検討しており、複数年保育を実施する予定である。それに合わせて、私立の保育所も認定こども園を進めて、1号認定の受け皿を確保していく計画である。

【委員】

- 1号認定の子どもが全て恵まれた環境にあるわけではなく、仕事を探せないなどの理由の家庭もある。今後、（保育料の）無償化もあるので、1号認定が入れない状況にならないようにしてほしい。

【部会長】

- 様々な意見があったが「あおぞら第2こども園」については、適正と認めてよいか。

（異議なし）

No.4 なごうら認定こども園

【部会長】

- なごうら認定こども園について、事務局から説明いただきたい。
(事務局より、資料2「幼保連携型認定こども園の設置認可について」により、なごうら認定こども園の概要、基準適合状況、申請区域における量の見込みと確保方策を説明。)

【部会長】

- ただいまの説明について、質問等があれば発言願いたい。

【委員】

- 教育時間について、生活リズムを整えるために小学校への就学を考えて幼稚園では登園時間を概ね8時や8時30分に設定している。認定こども園においても、小学校での生活リズムを考えて行えるように設定する必要があると思われるが、当該園は9時となっている。
- 那覇市の場合は、1号認定も8時15分から14時に設定している。教育時間は、4時間以上で設定することも可能である。13時に(教育時間が)終わると、食事後にすぐ帰ることになる。

【事務局】

- 運営規程では、教育標準時間が9時から13時までの4時間と記載がある。
(登園、降園の時間を含まない、教育課程に基づく教育を行う時間として記載されている)
当該園は、開所が7時15分であり、1号認定の子どもも、その時間から登園が可能である。そのため、教育にかかる時間は7時15分から13時までの、5時間45分となっている。

【部会長】

- 様々な意見があったが「なごうら認定こども園」については、適正と認めてよいか。

(異議なし)

No.5 船越認定こども園

【部会長】

- 船越認定こども園について、事務局から説明いただきたい。
(事務局より、資料2「幼保連携型認定こども園の設置認可について」により、船越認定こども園の概要、基準適合状況、申請区域における量

の見込みと確保方策を説明。)

【部会長】

- ただいまの説明について、質問等があれば発言願いたい。

【委員】

- 園庭は、移行特例を適用しているのか。

【事務局】

- 特例の内容は、保育所の園庭基準を満たしているが、認定こども園の園庭基準は満たしていないため、特例を適用することで基準を満たすことになる。
近隣に、日常的に使用できる公民館がある。面積は、130 m²あり、（園庭の）代替地として利用することが可能である。

【委員】

- 保育補助の方は、子育て支援員か。

【事務局】

- 子育て支援員ではなく保育補助である。保育教諭としてカウントされていない。

【委員】

- 学校薬剤師は必要ないのか。

【事務局】

- 必要である。学校薬剤師は配置されているが、名簿の記載漏れである。

【部会長】

- 様々な意見があったが「船越認定こども園」については、適正と認めてよいか。

(異議なし)

No.6 糸満ちくば第2こども園

【部会長】

- 糸満ちくば第2こども園について、事務局から説明いただきたい。
（事務局より、資料2「幼保連携型認定こども園の設置認可について」により、糸満ちくば第2こども園の概要、基準適合状況、申請区域にお

ける量の見込みと確保方策を説明。)

【部会長】

- ただいまの説明について、質問等があれば発言願いたい。

【委員】

- 非正規職員の割合が多い。子育て支援は、主幹（保育教諭）と副主幹（保育教諭）が担当することになっているが、運営規程の職務の内容にはその記載がない。No.5の船越こども園についても同様に記載がない。
- また、地域への連携で記載している内容が、子育て支援の内容なのか。子育て支援は、教育・保育要領においても重点が置かれているため、全体的な計画の記載方法についてしっかり指導してほしい。この内容では、保育所と変わらないように見える。（専任の）職員を配置しているので、それに見合った子育て支援を実施してほしい。

【委員】

- 図面では、子育て支援センターが設置されているようである。

【事務局】

- 運営規定において、主幹保育教諭の職務の内容に子育て支援が含まれていないことは、記載漏れだと思われるため、指導したい。
- 認定こども園においては、主幹保育教諭等の2人を子育て支援事業に専任させており、保育所よりも職員が手厚く配置されている。子育て支援は、認定こども園の職員体制に応じた取り組みになるよう、市町村や施設と調整をする。

【委員】

- 非正規の職員が多い。本俸は、高く設定されている。

【事務局】

- 非正規雇用の割合が多い。今後の方針として、法人から、2，3年かけて正規雇用率を60%にしていくと回答があった。県は、正規雇用率6割を目指すよう指導しているため、認可の際の留意事項として記載する。
- 非正規雇用の割合が多いが、当該法人で、職員の退職が多いわけではない。当該園は、第1園から14名の職員が人事異動する予定である。どのような理由で非正規雇用が多いのか再度、法人に確認する。

【委員】

- 扶養から外れるために本人の希望で非正規になるということも考えられるが、この給与設定では扶養に入る事はできないはずである。これだけの

給与を払うのであれば、正規雇用で採用した方が良いのではないか。

【委員】

- 14名も異動すると、第1園は職員は足りているのか。

【事務局】

- 第1園の方は、しっかり職員は確保できていると聞いている。どのような理由で非正規雇用が多いのか再度、法人に確認する。

【部会長】

- 運営規程は、修正の指導をお願いしたい。
- 様々な意見があったが「糸満ちくば第2こども園」については、適正と認めてよいか。

(異議なし)

No.7 おきなわ地球こども園

【部会長】

- おきなわ地球こども園について、事務局から説明いただきたい。
(事務局より、資料2「幼保連携型認定こども園の設置認可について」により、おきなわ地球こども園の概要、基準適合状況、申請区域における量の見込みと確保方策を説明。)

【部会長】

- ただいまの説明について、質問等があれば発言願いたい。

【委員】

- 入園料を徴収するのか。

【事務局】

- 入園料は、1号認定のみ徴収する予定である。保育所では徴収していないが、幼稚園では徴収している場合もある。沖縄市もこの内容で実施することを認めている。
保護者の負担にはなるが、1号認定の場合は、その条件も了解した上で、保護者は当該園に申し込むことになる。

【委員】

- 沖縄県の最低賃金はいくらか。

【事務局】

- 737 円である。

【委員】

- 2号認定も制服が必要なのか。

【事務局】

- 必要である。

【委員】

- 教育課程の内容が、あまり充実していないように感じる。内容の指導はどこが行うのか。

【事務局】

- 市町村と連携して、県においても指導していく。全体的な計画では、教育・保育の内容の詳細はないが、指導計画において具体的な内容は記載されている。

【委員】

- 保育の質をどのように担保していくのかが1番大きな問題である。認可し後は園に任せて、チェック機能がないとなったら問題である。監査等で計画があるかどうかをみていいるのか。

【委員】

- 幼稚園は、監査で見られる。

【委員】

- 計画の有無だけで、内容のチェックはしていないのではないかと。そこが課題である。当該園の計画では、保育の内容に懸念がある。

【事務局】

- 来年度、認定こども園の教育・保育要領に基づく沖縄県の手引きを作る予定である。全体的な計画は、各施設で作成するものという考えがあるが、最低限の内容を保証できるような手引きにしたい。その手引きを根拠に指導していく予定である。

【委員】

- 68 m²の部屋で3歳児30名を保育することになるが、現場の視点で考えると、2人で30名を保育することは難しいと思われる。

【事務局】

- 1学級の基準は35人以下となるため、30名以下であり基準を満たしている。3歳児の保育士配置基準は20対1のため、担任は2人配置されている。必要面積は、60㎡程度であり基準を満たしている。
- 整備の際にも、子どもたちが活動しやすいようになるべく面積は余裕を持って設定してほしいと伝えているが、予算がかかることもあり、施設側は、その予算の範囲内で対応している。

【委員】

- 遊戯室はあるのか、園庭の面積はどうか。

【事務局】

- 遊戯室は、3階に設置されている。園庭は、地上と2階、また3階の3箇所を整備されている。

【委員】

- （3歳児の）定員を減らすことはできないのか。

【事務局】

- 補助金の関係もあり、定員を減らすことは難しい。運用面で、（保育の質に）配慮するよう伝える。

【部会長】

- 様々な意見があったが「おきなわ地球こども園」については、適正と認めてよいか。

（異議なし）

No.8 認定こども園きんのほし

【部会長】

- 認定こども園きんのほしについて、事務局から説明いただきたい。
（事務局より、資料2「幼保連携型認定こども園の設置認可について」により、認定こども園きんのほしの概要、基準適合状況、申請区域における量の見込みと確保方策を説明。）

【部会長】

- ただいまの説明について、質問等があれば発言願いたい。

【委員】

- （全体的な計画で）子育て支援の計画が漏れているのではないか。

【事務局】

- 全体的な計画の内容については、再度、園や市町村と調整する。

【部会長】

- 子育て支援については、審査票において、保育の経験が豊富な職員を充てるとされているが、職員名簿に経験年数がないため確認が取れない。職員名簿の項目に経験年数を追加して欲しい

【事務局】

- 次回から記載する。

【部会長】

- 様々な意見があったが「認定こども園きんのほし」については、適正と認めてよいか。

（異議なし）

No.9 ゆりかご認定こども園

【部会長】

- ゆりかご認定こども園について、事務局から説明いただきたい。
（事務局より、資料2「幼保連携型認定こども園の設置認可について」により、ゆりかご認定こども園の概要、基準適合状況、申請区域における量の見込みと確保方策を説明。）

【部会長】

- ただいまの説明について、質問等があれば発言願いたい。

【委員】

- 保育教諭の採用はどのようにしているか。

【事務局】

- ハローワークや保育所・保育士支援センターをとおして募集している。また、市町村も合同説明会を開くなどの取組みをしている。どうしても見つからない場合は、派遣業者を利用することも検討していると聞いている。

【委員】

- 土地を年額 2,500,000 円で賃借するが、定員 80 人で運営するのがいつまで続くかわからない状況では、運営に不安がある。

【事務局】

- 今後職員が増やして 0 歳から 2 歳児の低年齢児の受け入れしていかないと運営が安定しない可能性はある。

【委員】

- 安定的に運営できない場合、子どもたちの保育に影響がでることにならないか。開所時点からこの状況にあるのはとても不安に感じる。

【事務局】

- その通りである。ただし、開所しない場合であっても土地代等の負担はある。今後、職員採用を進め、定員も増やしていくことで運営を安定させていくことが法人に求められる。当該法人は、現在保育所を 1 園運営している（既存法人である）ため、法人全体で当該園の運営を支えていくことも必要になる可能性もある。

【委員】

- 80 名定員での運営が続いた場合での収支計画を確認しているのか。

【事務局】

- 定員 80 名の設定で、定員通り全て入所したと仮定した場合の収支予算書は確認している

【部会長】

- この件に関しては県も調査を行っているのか。

【事務局】

- 法人や市町村と協議を行っている。

【池原委員】

- 1 号認定は、定員 30 名であるが、地域の実情では 1 号認定は、207 名供給が余っている。定員どおり入所する予定なのか。

【事務局】

- 糸満市では、公立幼稚園を認定こども園へ移行することで 1 号認定の定員が減少する。また、当該園の設置場所は、豊見城市との境に位置するため、糸満市内の子どもで定員が埋まらない場合、豊見城市や那覇市の子どもを

受入れすることも可能である。

【部会長】

- 様々な意見があったが「ゆりかご認定こども園」については、適正と認めてよいか。

(異議なし)

【部会長】

- 9件の幼保連携型認定こども園の認可申請について、「(幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき) 全体的な計画及び子育て支援に関する計画の内容の充実を図る」旨の意見を付した上で、すべて適正と認めてよいか。

(異議なし)

【事務局】

- 答申については、事務局で整理し知事へ答申する。

(異議なし)

3. 閉会

【部会長】

- 本日、予定していた議事は全て終了した。以上をもって平成29年度第沖縄県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会を閉会する。